

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団  
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第21号

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例  
施行規程の一部を改正する規程

太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、加入金等</u> （第17条—第26条）	第4章 <u>料金及び加入金</u> （第17条—第25条）
第5章 貯水槽水道（ <u>第27条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第26条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第28条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第27条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第4条（略）	第4条（略）
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
3・4（略）	3・4（略）
（設計審査）	（設計審査）
第10条（略）	第10条（略）
2 指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、 <u>第4条第1項の申込書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。</u>	2 指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）は、条例第11条第2項の設計審査を受けるため、 <u>第3条第1項の申込書に設計図を添えて、企業長に提出しなければならない。</u>

(工事検査)

第11条 (略)

2 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事完了後速やかに所定の事項を記載した申請書を企業長に提出しなければならない。

3 (略)

(給水材料負担金)

第12条 給水装置の新設の工事の申込者は、給水装置工事に要する給水材料について、条例第14条本文の規定により、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の給水材料負担金を納付しなければならない。

メーターの口径	金額
13ミリメートル	円 10,000
20ミリメートル	12,000
25ミリメートル	15,000
30ミリメートル以上	企業長が定める額

備考 「給水材料」とは、止水栓、ボックスその他付属品をいう。

(無償譲渡)

第13条 条例第14条本文の規定により工事申込者の負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置及び止水栓は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲渡するものとする。

(工事検査)

第11条 (略)

2 指定事業者は、条例第11条第2項の工事検査を受けるため、工事竣工後速やかに別に定める申請書を企業長に提出しなければならない。

3 (略)

(無償譲渡)

第12条 条例第14条の規定により工事申込者の費用負担で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置並びに止水栓及びメーターの装置は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲り渡すものとする。

(工事費の算出方法)

第13条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。

(1) 材料費は、使用材料の数量に企業長が別に定める材料単価を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。

#### 第4章 料金、加入金等

(料金)

第17条 (略)

2 (略)

用途	適用基準
一般用	家庭における日常生活の用に供するもの 会社、工場、寮、娯楽場、食料品店、旅館、料理店、飲食店、事務所、倉庫 <u>その他</u> 店舗での営業を目的とするもの
(略)	(略)

(資料提出の請求)

第20条 条例第26条第4項に規定する用途の適用、条例第29条の規定による使用水量の認定等について企業長が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることがある。

(特別な場合における料金の算定)

第21条 (略)

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあつ

(3) 労力費は、原価計算基準(昭和37年大蔵省企業会計審議会公表)に定める賃金額とし、実際の作業時間又は作業量に賃率を乗じて計算する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定める額とする。ただし、企業長が仮復旧工事をする場合は、これに要する実費額を加算する。

(5) 間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、企業長は、その額により難いと認めるときは、乗率を減ずることがある。

#### 第4章 料金及び加入金

(料金)

第17条 (略)

2 (略)

用途	適用基準
一般用	家庭における日常生活の用に供するもの <u>1</u> 会社、工場、寮、娯楽場、食料品店、旅館、料理店、飲食店、事務所、倉庫、 <u>その他</u> 店舗での営業を目的とするもの
(略)	(略)

(資料提出の請求)

第20条 条例第25条第3項の用途の適用、条例第29条の規定による使用水量の認定等について企業長が必要と認めるときは、給水装置の使用者(以下「使用者」という。)に資料の提出を求めることがある。

(特別な場合における料金の算定)

第21条 (略)

(1) 使用日数が15日以内のときは、一般用及び仮設用を適用する場合にあつ

ては、基本料金は、条例別表第1第11項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第23条 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第24条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用（以下「その他の費用」という。）

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

ては、基本料金は、条例別表第1第8項に定める基本料金の2分の1の額、超過料金は、同項に定める超過料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として、湯屋用を適用する場合にあっては、基本料金は、同項に定める基本料金の2分の1の額、当該基本料金に係る水量区分の水量については、その水量区分の水量を2分の1とし、超過料金は、同項に定める超過料金の水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2)・(3) (略)

2 (略)

第23条 (略)

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第25条～第28条 (略)

第24条～第27条 (略)

#### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。